出会い ふれあい 語り合い ～ Heart full Communication Town ～

あなたと町政をむすぶ

議会だより

第 59 号

あんど

令和８年
（2026）
11/1



今村 勤三 氏『安堵町輩出の奈良県再設置運動の父』〔第一回奈良県議会の初代議長に選出〕
〔生家〕現在、安堵町歴史民俗資料館

『11月４日は、奈良県再設置の日』今年は、**１３９年目**を迎える。

【※奈良県再設置認可の勅令が、明治20年（1887年）11月4日付で発令された。】

令和８年９月定例会

審議案件・議会のうごき……P 2
委員会報告……P 3～4
一般質問（６名の議員が一般質問を行いました）、若者議会 …P 5～9
議員発議、次回の定例会予定……P １０

「議会だよりあんど」が安堵町ホームページで閲覧できます。
安堵町ホームページ（https://www.town.ando.nara.jp/ 安堵町議会 検索

令和8年9月定例会

9月3日から18日の16日間で開催しました

	議案	会議結果
報告第1号	専決処分の承認を求めること（令和8年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号））	満場一致承認
議案第1号	安堵町副町長の選任につき同意を求めること	満場一致同意
議案第2号	安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めること	満場一致同意
議案第3号	安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めること	満場一致同意
議案第4号	安堵町税条例の一部を改正する条例	満場一致可決
議案第5号	安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	満場一致可決
議案第6号	安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例	満場一致可決
議案第7号	安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	満場一致可決
議案第8号	令和8年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）	満場一致可決
議案第9号	令和8年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）	満場一致可決
議案第10号	安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めること	満場一致適任
認定第1号	令和7年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定	満場一致認定
認定第2号	令和7年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定	満場一致認定
認定第3号	令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定	満場一致認定
認定第4号	令和7年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	満場一致認定
認定第5号	令和7年度安堵町下水道事業会計決算の認定	満場一致認定
報告第2号	令和7年度決算に係る健全化判断比率報告書	報告
報告第3号	令和7年度決算に係る資金不足比率報告書	報告
発議第1号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	満場一致可決

議会のうごき

8月
- 18日 議案事前説明会
- 25日 議会運営委員会

9月
- 3日 第3回定例会 本会議（開会）
- 4日 本会議（一般質問）
- 7日 一般会計 決算審査特別委員会
- 8日 特別会計等 決算審査特別委員会
- 9日 総務産業建設常任委員会
- 第1回議会だより 編集部会
- 10日 文教厚生常任委員会
- 16日 追加議案事前説明会 議会運営委員会
- 18日 本会議（閉会）
- 30日 第2回議会だより 編集部会

10月
- 7日 第3回議会だより 編集部会

委員会報告

総務産業建設常任委員会

委員長　森田　裕康

９月３日の本会議で付託された案件について、９月９日、委員会を開催し、慎重に審査した。

【報告概要】

議案第４号　安堵町税条例の一部を改正する条例について

本条例の主な改正は、

・公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正

・固定資産税の課税標準となるべき額（免税点）の改正

・特定暗号資産を譲渡した場合には、他の所得と分離して課税する改正

地方税法等の一部を改正する法律等が令和８年３月31日に公布され、専決処分で一部改正した以外の箇所の所要の改正

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第８号　令和８年度安堵町一般会計補正予算（補正第５号）について

・文書管理システムの導入及び会計システムの改修

・療養介護医療及び肢体不自由児通所医療並びに福祉医療の医療費助成にかかる医療機関等でのオンライン資格確認を導入するためシステム改修

・地域支援事業費の増額及び令和７年度介護保険事業費補助金の確定による返還並びに令和７年度低所得者保険料軽減負担金の確定による追加交付のための介護保険特別会計への繰出し

・奈良県ごみ処理広域化施設整備補助金の適正管理に係る負担金及びごみ中継施設の設置に係る負担金の増加によるまほろば環境衛生組合に対する負担金の増加

・消火栓の鉄蓋の補修対応の経費

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

文教厚生常任委員会

委員長　上林　勝美

９月３日の本会議で付託された案件について、９月10日、委員会を開催し、慎重に審査した。

【報告概要】

議案第５号　安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第６号　安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第７号　安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第９号　令和８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第２号）について

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

一般会計決算審査特別委員会

委員長　森田　裕康

９月３日の本会議で付託された案件について、９月７日、委員会を開催し、慎重に審査した。

【報告概要】

○認定第１号　令和７年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

〔一般会計歳入決算の主なもの〕

令和６年度と比較すると、町税は、個人住民税で３，９０１万円の増（15.1％増）、法人住民税で43万円の減（0.6％減）、固定資産税で２，９２５万円の減（0.6％減）となり、町税全体では、３，５２９万円（4.1％増）の増加となった。

地方交付税は、基準財政収入額の大幅減により、普通交付税で１億８，９４４万円（15.2％増）の大幅な増加となった。

【一般会計歳出決算の主なもの】

令和6年度と比較すると、人件費は、人事院勧告による増により1，544万円（1.5％増）の増加となった。

物件費は、カルチャーセンター・安堵中央公園体育館における施設管理委託の皆増及び災害時移動式トイレカーの購入等により5，064万円（6.8％増）の増加となった。

扶助費は、物価高騰対応子育て応援手当給付事業の増等により311万円（0.6％増）の増加となった。

補助費等は、まほろば環境衛生組合負担金が増となったものの、山辺・県北西部広域環境衛生組合建設負担金の大幅減により2億8，027万円（28.4％減）の大幅な減少となった。

普通建設費は、単独事業費（中央公園体育館・こども園・庁舎における改修工事、旧隣保館解体工事等）の大幅増により1億8，776万円（105.9％増）の増加となった。

積立金では、財政調整基金を含めた基金については運用利息のみを積み立てたため、1億9，264万円（95.1％減）の減少となった。

【令和7年度一般会計の決算】

実質収支（2億5，483万円）及び単年度収支（3，192万円）については、黒字となったが、実質単年度収支（▲6，615万円）については、2年連続で赤字となった。

歳出面では、物価高騰による委託料の増、高齢化による社会保障関係経費の増及び人事院勧告による人件費の増が今後も続くことが予想されるため、経常経費が年々増加していく懸念がある。その一方で、歳入面では、前述の歳出増を賄うだけの歳入増（町税と地方交付税の増）は見込めない状況にある。さらに将来的には町内施設の大規模改修等の多額の支出が控えており、こうした状況を踏まえると、安堵町の財政状況は、依然として厳しい状況になることが予想される。そのため、経常事業の見直しが、今後一層求められるとの説明を受けた。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり認定すべきものと決した。

特別会計等決算審査特別委員会

委員長　上林　勝美

9月3日の本議会で付託された令和7年度3特別会計決算及び企業会計決算について、9月8日、委員会を開催し、慎重に審査した。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり認定すべきものと決した。

【報告概要】

○認定第2号　国民健康保険特別会計決算

・歳入総額
8億2，808万3，577円
・歳出総額
8億1，449万9，943円
・不納欠損額
242万4，690円
・実質収支額
1，358万3，634円

○認定第3号　介護保険特別会計（保険事業勘定）決算

・歳入総額
9億572万8，891円
・歳出総額
8億7，118万1，474円
・実質収支額
3，454万7，417円

○認定第4号　後期高齢者医療特別会計決算

・歳入総額
1億5，956万5，249円
・歳出総額
1億5，946万9，749円
・実質収支額
9万5，500円

○認定第5号　下水道事業会計決算

（収益的収支）

・収益的収入
2億4，656万9，288円
・収益的支出
2億2，940万6，051円

（資本的収支）

・資本的収入
1億2，310万円
・資本的支出
1億6，514万9，918円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4，204万9，18円は、当年度分損益勘定留保資金4，046万6，811円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額157万4，107円で補填した。

安堵こども園・小中学校の避難訓練について



福井（ふくい）　保夫（やすお）

問　６月に東京都、７月に長崎県雲仙市の小学校で火災があった。安堵こども園・小中学校の避難訓練の現状について伺う。

答　**住民生活部長**　こども園では、消防法に基づく安堵こども園消防計画を策定し、各種訓練を年11回定期的に実施している。火災避難訓練については、消防署立ち入りのもと年２回、園単独でも年２回実施している。地震避難訓練を年４回、不審者に対する防犯訓練を年３回実施している。

答　**教育次長**　小中学校の避難訓練については、各校の消防計画及び危機管理マニュアルに基づき実施している。火災・地震を想定した避難訓練は、小中学校ともに毎年２回実施している。東京都内で学校火災が発生したことを受け、夏季休業期間中に、避難設備である救助袋の点検及び操作研修を実施した。５月に教職員対象に救命救急の研修、定期的に警察と連携し、不審者の校内侵入を想定した研修を実施している。

福井　こども園・小中学校それぞれ万全の訓練をされ安心しました。日本海側の保育園で北朝鮮の弾道ミサイルに対した避難訓練をしているところもある。又、ネパールの土石流で、中学校の校長先生の判断で高台に避難させ９００人の生徒が助かった事例もある。児童生徒を迅速かつ安全に避難させることができるよう、教職員の対応力の向上を図っていただきたい。

ガバメントハンターについて

問　安堵町ではクマの出没はないと思われるが、有害鳥獣駆除は必要です。民間の猟友会等に依存しているが、ハンターの高齢化や不足が課題となっている。公務員とすることで、出没時に迅速な初動対応が可能になることから、ガバメントハンターを養成してみてはどうか伺う。

答　**総務部長**　町で鳥獣捕獲許可証を発行しているのは、猟友会安堵支部２名、郡山支部５名の計７名と鉄塔等の鳥の巣を駆除するため関西電力配電(株)に対し発行している。令和７年度の捕獲実績については、鳥類（ドバト・キジバト・カラス・ムクドリ・ヒヨドリ等）１９５羽を捕獲している。現時点では、ガバメントハンターの養成等は計画していない。

福井　今後、各市町村でガバメントハンターを養成し、広域で協力していくべきである。



マスコミへの広報について

問　他の市町村より、マスコミへの発信力が弱いように思われる。マスコミへの広報の現状について伺う。

答　**総務部長**　マスコミ・報道に対し発表する内容があれば、担当課で報道への発表を行っている。取材等も担当課が対応している。

問　広報担当者をつくり、広報を一本化してみてはどうか伺う。

答　**総務部長**　報道各社から取材等を求められた場合、担当課が対応することとなっているため、現時点で予定はない。

福井　とにかく発信力を強化し、町のイメージアップを図り、若い世代の転入アップに繋げてほしい。

生ゴミからの堆肥づくりについて



森田（もりた）　裕康（ひろやす）

問　令和7年1月に、東京都東久留米市に議員視察を実施し、生ゴミを利用しての堆肥づくり農業を視察した。

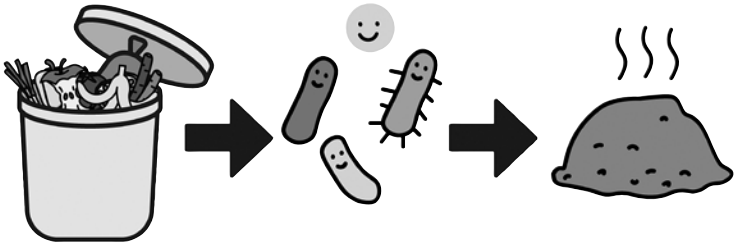
堆肥農業の推進状況及び植木ゴミ等からのバイオ燃料化について伺う。

答　**事業部長**　堆肥を生かした農業は、就農者の高齢化及び減少により、有機栽培への活用が進んでいないのが現状。自家消費の畑作、家庭農園等は、野菜くずを生かしている。有機栽培については、研究していきたい。

問　**堆肥づくりは期待されているため、行政が主導して行って欲しい。**

答　**住民生活部長**　まほろば環境衛生組合中継施設には、公共事業の草木が搬入され、ｅｃｏクリーンセンターにおいて焼却処分している。中継施設では、安堵町単独でゴミを再利用することは、困難である。ヤマトｅｃｏクリーンセンターには、発電設備があり、各市町村のゴミ量に応じて売電収入が配分されている。また鉄等の有価物も同様である。

森田　**ゴミは、貴重な資源となるので、当町で出た植木ゴミを還元していくことを考えて欲しい。**



遺族会解散後の安堵町の取り組みについて



松田（まつだ）　勝（まさる）

問　**遺族会は会員数の減少や後継者不足により、全国的に解散する所が多くなっています。安堵町におきましても、今年遺族会が解散することとなりました。平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に伝える活動が重要性を増している現在、安堵町としての今後の取り組みはどのように考えておられるのか。**

答　**住民生活部長**　令和7年度までは遺族会の事業である英霊顕彰、戦没者遺族の福祉の増進、世界の恒久平和の確立に寄与する活動などに対して、補助金の交付をしてまいりました。今後、遺族会の方などから相談がありましたら、町として追悼式など協力を考えています。

殉国碑の管理は今後誰が行うのか。

問　**遺族会の解散を受けて今後は殉国碑の管理が問題になると考えますが、町としてどのように対応されるのか。**

答　**住民生活部長**　今後の管理については遺族会だけではなく、当該碑建立当時の関係者とも相談が必要と考えます。



就学援助の拡充について



上林（うえばやし）　勝美（かつみ）

問　**経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し市町村が援助する就学援助の現状と拡充について伺う。**

答　**教育次長**　就学援助の対象は生活保護を受けている「要保護者世帯」とそれに準ずる程度に経済的にお困りの「準要保護者世帯」である。援助の内容は学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、共済掛金、生徒会費、ＰＴＡ会費、オンライン学習通信費となっている。申請は、小中学校入学前児童生徒に11月ごろ学校を通じて案内文書、申請書を配布。認定者には、入学準備金を入学前の2月下旬から3月上旬に支給している。それ以外のすべての児童生徒には4月に案内している。支援の拡充については、安堵町独自としてすべての小中学校児童生徒に給食費の無償化を実施している。その他の項目については、国の基準を基本にして近隣市町村の状況を注視している。

問　**準要保護世帯の所得の基準について伺う。**

答　**教育次長**　その世帯の所得金額が生活保護基準の1.3倍未満とさせていただいている。

問　**卒業アルバム代、クラブ活動費の援助を加えられないか。**

答　**教育次長**　今後検討していきたい。

生活保護世帯のエアコン設置について

問　**近年、夏場の気温が40℃を超える酷暑日が長期間続くことがある。高齢者にとって命の危険が迫っている。物価高騰が続く中、適切にエアコンを使用して健康状態を維持した生活が送れているのか現状を伺う。**



答　**住民生活部長**　直近のデータでは、生活保護世帯は91世帯で120人。そのうち高齢者世帯は60世帯で64人。当事業実施機関の中和福祉事務所に確認しましたところ、エアコン未設置、また故障で使用できない世帯の総数は把握していないとのことでした。また、エアコン設置の申し出は1件あると聞いています。エアコン設置の補助については、冷暖房用のエアコンで上限7万8千円の補助を行っているが、夏場の電気代の補助はしていないとのことでした。

問　**エアコン設置の状況を把握していないとのことですが、今後訪問時に確認するようできないですか。**

答　**住民生活部長**　そのようなご意見があると、中和福祉事務所に伝える。

窪田遊水地の底面利活用について

問　**遊水地工事の進捗状況について伺う。底面利活用計画については、治水工事を優先して行い、利活用については利用可能範囲が確定してから再検討すると報告されている。現状と今後について伺う。**

答　**事業部長**　遊水地工事の進捗状況については、全体としては2年遅れたが、現在、令和10年3月末の完成に向けて、順調に工事が進捗していると大和川河川事務所から報告を受けている。今後も毎月の打ち合わせで確認していきたい。底面利活用に関しましては、大和川河川事務所から利活用の提案を調整中との報告を受けており、その提案を踏まえて、町の方針を底面利活用検討委員会に提案してまいりたいと考えている。

問　**内水取り込み時、清掃等維持管理については町の占用の状況によって負担が発生する可能性があるとのことですが、私としては底面の活用（交流の場やスポーツの場等）について早急に意見の集約を図っていくべきと考えますが、町長のお考えを伺う。**

答　**町長**　底面利活用についてどういうものを造るかということについて、底面利活用検討委員会で完成後に検討することになっている。治水機能の確保が第1条件であるが建てた後のランニングコストなどの条件が許す範囲で、しっかりした利活用を進めたいと考えている。そのために、国と事前の準備が必要で早期に検討する必要があると認識している。



浅野（あさの） 勉（つとむ）

2026年度の全国学力テストの結果及び今後の対策について

奈良県教育委員会が、本年度実施した全国学力テストの結果の概要報告を発表しました。

問　安堵町の小学6年生と中学3年生の結果の概要、及び質問調査の回答等について伺う。

答　教育次長　小学校が国語及び算数において全国平均を上回り、中学校は国語及び数学が全国平均を若干下回っていますが、英語は全国平均とほぼ同様でした。

問　小中学生のICT（情報通信技術）を活用した取り組みについて伺う。

答　教育次長　ICT機器で文書を作成、情報検索、収集、情報を整理する等の活用は、一定の成果が確認できました。また、夏季休業中にタブレットの持ち帰りを実施し、家庭での有効的な利活用にも取り組みました。

問　今回の学力テストの今後、児童生徒の学習習熟度の改善及び自己肯定感の向上について伺う。

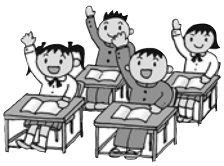
答　教育次長　「自分によいところがあると思うか」の質問には、小中学生共に肯定的な回答が若干下回りましたが、「人のために役立つ人間になりたい」という回答が全国を上回っています。本年度の教育委員会は、児童生徒の「非認知能力に注目し、自己肯定感を高める」ことを重点目標に決定しました。

問　只今の答弁に「非認知能力」という用語がありましたが、説明を願います。

答　教育長　学力や体力のように数値化できる能力ではなく、「自分と向き合う力」「自分を高める力」「他者とつながる力」です。例えば、忍耐力、自己肯定感、協調性等の豊かな人間性です。今後も高めて行きたく思います。

浅野　**「人のために役立つ人間になりたい」という回答が多くあったことを嬉しく思います。この「自己有用感」が成長期の積極的な内発的動機につながります。**

※中学校生徒会は町青少年健全育成協議会と共催でクリーン活動を実践中です。



問　特色ある学校教育推進について伺う。

答　教育次長　重点目標として「自立支援事業の充実」「小中一貫教育」「読解力・英語力の向上」「ICT機器活用能力」等の教育環境整備と支援に取り組みます。

児童生徒の体力づくりの現状と工夫について

問　文部科学省は次期学習指導要領の小学校体育に『遊びの拡充』を取り入れ、特に運動神経系の発達が進む4年生までの学童期に多様な身体の動きを身につけられるように活動量の多い体育を目指します。

安堵小学校児童の運動能力テストの現状及び生涯体育を目指す体力向上のための具体策を伺う。

答　教育次長　2025年度の全国体力テスト・5年生の結果です。「握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ボール投げ」の8種目です。男子は「反復横跳び」が全国平均を上回りましたがその他は平均以下でした。女子は全種目が平均以下でした。

この結果を踏まえて学校体育委員会では、常時体力の向上を図るために校内の柱に高さを表示したテープを貼り、跳躍力向上を目指したり、ボール遊びを通じて投てき能力を上げる等の工夫に取り組んでいます。



問　安堵小学校の校庭の遊具について、以前は、多くの遊具が設置され、子ども達が遊んでいる姿を見ました。木製のロープ登り、遊動えんぼく等がありましたが、安全のために撤去されたり使用禁止もあります。

生活能力の向上のため積極的に「握力」を高める手立てが必要と思います。今後の改善施策を伺う。

答　教育長　成長期の子どもには、学力とそれにも増して体力の増強も大切と思います。今後も学校現場と協議をしながら考察を重ねていきます。



増井（ますい）　敬史（けいじ）

災害に強いまちづくり

感震ブレーカーの設置の補助金制度の創設について

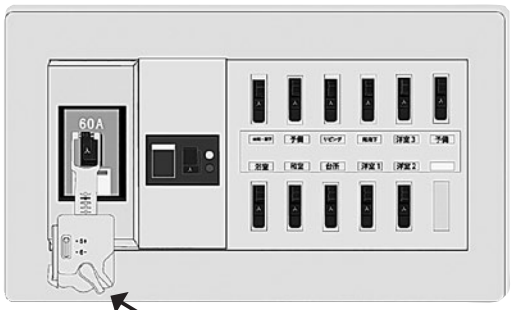
問　大規模災害発生時に通電火災による火災発生割合が半数以上というデータがあります。

補助金制度を創設して感震ブレーカーの設置の推進を図ることが必要と考えますが、その取り組みについて伺う。

答　**総務部長**　感震ブレーカーの設置の補助金制度の創設についてですが、奈良県内では感震ブレーカーの設置に係る補助金制度を有する団体は７団体あります。震災時の火災予防の観点から、感震ブレーカーの設置促進は重要な課題と考えていますので、今後他の実施市町村の事例を参考にし、財源手当てを含めて検討を進めてまいります。

併せて、感震ブレーカーの設置は点ではなく面で設置することが重要と考えますので、広報誌掲載・防災フェスタ等のイベント時の特設ブースで感震ブレーカーの展示など啓発活動も引き続き実施してまいります。

増井　大規模災害発生時には、同時多発火災が発生しますので、出火してから消防車到着まで時間がかかります。大規模な通電火災を発生させないためにも感震ブレーカーの設置が重要となります。必ず補助金制度の創設をお願いする。



バネ式感震ブレーカー

「安堵町若者議会」11月15日（日）開催

安堵町若者議会は、将来の安堵町のために、若者、社会人の方々の意見をきくため、また、町政や議会に関心を持っていただくことを目的として開催します。

〔若者議会参加者〕

中学生から40代を対象にした応募者から５名の方が参加されます。

《参加者》　**《興味がある分野》**

胡内 佳勝さん（40歳）（産業・環境・まちづくり）
川嶋 晴大さん（13歳）（教育・防災防犯・まちづくり）
谷田 素加さん（40歳）（教育・福祉・まちづくり）
岡田 典朗さん（44歳）（教育・防災防犯・まちづくり）
深町 英嗣さん（44歳）（産業・教育・まちづくり）

議場の傍聴席で、傍聴することができます。

とき
11月15日(日) 午前10時～2時間程度

ところ
安堵町議会 議場傍聴席（安堵町役場４階）

※定員超過の場合は、役場ロビーのモニターでの傍聴となりますので、ご了承願います。

議会だよりあんど 第59号 令和8年（2026年）11月1日発行 発行人 〒639－1095 奈良県生駒郡安堵町東安堵958番地 議会議長 森田 瞳

議員発議

○発議第１号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

提出者　森田　裕康

賛成者　全員

国連で１９７９年に採択された女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障し、日本は１９８５年に批准しています。

その後、女性差別撤廃条約の実効性を強化するために、１９９９年に国連で採択されたのが「女性差別撤廃条約選択議定書」です。選択議定書を批准すれば、条約上の権利を侵害され、性差別を受けたにもかかわらず国内で救済されなかった人が、国連の女性差別撤廃委員会に「個人通報」することが可能になります。通報を受けた委員会は、それが条約上の違反に当たると認定すれば当事国に対して見解を出し、勧告することができます。このことは、法改正や司法の判断への影響を通じて、女性差別撤廃条約の内容が確実に、私たちの暮らしに届く契機になります。

しかし、現在、女性差別撤廃条約の締約国１８９カ国中１１６カ国が選択議定書を批准している中で、日本はまだ批准していません。

国は、第６次男女共同参画基本計画において、選択議定書について、「早期締結について真剣な検討を進める」としていますが、すでに20年余り「検討」以上の進展がなく、このままでは日本のジェンダー不平等は改善されません。

こうした中、各国の男女間格差を示すジェンダー・ギャップ指数について、初めて公表された２００６年以来、日本は０.６５前後で推移しており、完全な平等を示す１.０に向かう傾向が全く見られません。当時80位だった世界ランクは下がり続け、２０２５年には１４８カ国中１１８位でした。このことは、この20年近く、男女の格差をなくすための有効な策が講じられなかったことを示しています。

選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。

よって、国におかれては、「女性差別撤廃条約選択議定書」を速やかに批准するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和８年９月18日

奈良県安堵町議会

〔提出先〕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）

次回の定例会（予定）

11月
- 16日　議案事前説明会
- 24日　議会運営委員会

12月
- 4日　第４回定例会本会議（開会）
- 7日　本会議（一般質問）
- 8日　総務産業建設常任委員会
- 9日　文教厚生常任委員会
- 14日　議会運営委員会
- 18日　本会議（閉会）

議会を傍聴しよう!!
安堵町議会

開会予定については、安堵町ホームページ
https://www.town.ando.nara.jp/
『安堵町議会』において随時掲示しております。

お問い合わせ／☎ 57-1511（代表）
（議会事務局：内線522）

編　集　議会だより編集部　電話 0743-57-1511（代表）（議会事務局・内線522）
FAX 0743-57-1526 Eメール：gikai-jimukyoku@town.ando.lg.jp